

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180405	水島タクシー株式会社 法人番号(6260001014851) 代表者英浩彦	岡山県倉敷市中畝3丁目 5番18号	本社営業所	岡山県倉敷市中畝3丁目 5番18号	輸送施設の使用停止 (64日車)及び文書警 告	道路運送法第27条第 3項、タクシー業務適正 化特別措置法第16条 第1項及び第2項	情報提供を端緒として、平成29年9月13日及び同年10月13日に監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第1項)(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(6)特定の運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(8)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)(9)登録運転者証返納義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項及び第2項)	7	7